

平成28年度行政評価シート【個表】

平成 28 年 6 月 30 日

評価対象事業	評価者	土地利用調整課長	吉田 浩
まち-02 まちづくり推進事業	自治事務 法定受託事務	主管課 関連課	土地利用調整課 まちづくり政策課
総合計画上の位置付け	分野	市街地整備	施策の方針
			市街地整備の推進

1 事業の目的

対象	市民等
意図	計画的な土地利用と市民参画によるまちづくりを推進するため。
効果	まちづくり制度の体系的な整理やまちづくりのあり方を検討し、安全で快適なまちづくりの実現に寄与する。

2 平成27年度に実施した事業の概要

・まちづくりに関する基本事項及び重要事項について、まちづくり審議会の意見を参考に調整、検討等を行った。

3 事業費等基礎データ

データ区分	26年度決算	27年度決算	データ区分	28年度当初予算	備 考
人 口	177,464人	177,243人	人 口	176,869人	・各年3月31日 (住民基本台帳)
世 帯 数	80,368世帯	80,676世帯	世 帯 数	80,928世帯	
事業の対象者数			事業の対象者数		
運営資源状況	決算値(千円)	52	当初予算(千円)	128	
	国県支出金		国県支出金		
	地方債		地方債		
	その他		その他		
	一般財源	52	一般財源	128	
人員配置数	4.8	4.4	人員配置数	5.0	
人件費(千円)	35,294	32,882	人件費(千円)	37,998	
総事業費(千円)	35,355	32,934	総事業費(千円)	38,126	
市民1人当りの経費(円)	199	186	市民1人当りの経費(円)	216	
対象者1人当りの経費(円)			対象者1人当りの経費(円)		

4 評価結果

※「効率性」「妥当性」「有効性」「公平性」「協働」については、プルダウンで選択。

効 率 性	事業費に削減余地はないか	2. ない
	関連・類似事業との統合はできないか	2. 統合に向けた検討は可能
妥 当 性	事業の実施に対する市民ニーズはあるか	3. 変わらずにある
	事業の廃止・休止による市民生活への影響は大きい	2. 廃止・休止による影響は小さいがある
	今後も市が実施すべき事業か	5. 豊かな市民生活に寄与することから、今後も市が実施する必要がある
有 効 性	事業の成果は得られているか	2. 成果は概ね出ているが、更なる努力は必要である
	事業の上位施策に向けた貢献度は大きい	3. 事業の方向性や手法は概ね適切であり、一定程度貢献している
公 平 性	受益者負担は公正・公平か	△.負担未導入
		△-1. 今は受益者負担を求めているが、今後、負担の導入を検討する必要がある
協 働	市民等と協働して事業を展開しているか	△.協働未実施
		協働実施済の場合のパートナー
事業内容の方向性	☐ a: 事業内容を見直す ☒ b: 事業内容は現状通りとする ☐ c: 事業を休止又は廃止する ☐ d: 他事業と統合し、本事業は廃止する	見直しの種類 ☐ 拡大 ☐ 縮小 ☐ その他
		事業へ統合
予算規模の方向性	☐ A: 予算規模を拡大する ☒ B: 予算規模は現状維持とする ☐ C: 予算規模を縮小する	事業内容・予算規模の方向性設定の理由 ・今後も大規模開発事業の増加が見込まれるため、引き続き、まちづくり条例における大規模開発事業の手続を適正に進めていく必要がある。
総評(評価に対する考え方、根拠等)	・大規模開発事業等は、市民生活に多大な影響を与える場合があることから、計画の初期段階で早期に市民への周知を行い、市民意見を取り入れながら計画的な土地利用の誘導を図っていくことが求められているため、引き続き、条例の適正運用に努めるとともに、条例を運用する立場から課題の抽出に当たる。	

平成27年度事業実施にあたっての課題 (前年度未解決の事項を含む)	・市が行う開発事業等については、事業課の依頼に基づき関係部署を一堂に集めた「土地利用等調整会議(以下「調整会議」という。)」を開催し、庁内調整を行っているが、昨今、計画が固まった段階で調整会議に諮り、道路や緑化等が条例の基準を満たしていないなどのケースが見受けられ、スケジュールや予算を理由に公共施設等の整備が行えないといった状況が生じている。 ・大規模土地取引行為の届出において、地方公共団体等が土地の買取等を行う場合、適用除外の条項が設けられていないことから、地方公共団体も手続を行う必要があることとなっている。		
課題解決のために行った平成27年度の取組	・市が行う開発事業等について、情報収集に努め、諸問題が顕在しない早期において事業実施担当に調整会議開催依頼を促した。また、調整会議開催にあたって、事前に関係部署との調整を図るため、関係法令の習熟に努めた。 ・まちづくり政策課と連携し、地方公共団体が大規模土地取引行為を行う場合、届出を不要とする条項を追加するため、まちづくり条例の改正を行った。	■ 解決 ☐ 一部解決 ☐ 未解決	
未解決の課題、新たな課題とその理由	・まちづくり条例に基づき大規模土地取引行為に係る助言を行う場合、全ての案件について事務局から関係各課に意見照会を行い、土地利用協議会を開催し、助言を取りまとめる等、相当な期間を要する事務処理を行うこととなっているが、前年度の届出件数6件が13件となっており、今後は、より迅速な事務処理が求められる。		

○ 他市比較・ベンチマーク(県内外自治体など他自治体や民間団体との比較値)

比較事項	まちづくり条例の制定								
団体名	鎌倉市	藤沢市	茅ヶ崎市	平塚市	小田原市	横須賀市	葉山町	逗子市	三浦市
他市実績	○	○	○	○	○	○	○	○	○
比較事項									
団体名	鎌倉市								
他市実績									
比較事項									
団体名	鎌倉市								
他市実績									
比較事項									
団体名	鎌倉市								
他市実績									
当該事業実施に伴う他市比較に関する考え方	・各市のまちづくり条例を調査すると、障害者等が自らの意思で自由に移動し、社会参加することができるバリアフリーのまちづくりを目指すものに特化したものも多く、本市のように開発事業計画に対し、市の行政計画と照らし合わせ多角的に助言・指導していくものとは、条例の趣旨が異なっている。								

◎ 事業実施に係る指標

指標の内容						単位		指標の傾向		備考
当該指標を設定した理由	年次	H26	H27	H28	H29	H30	H31			
	目標値									
	実績値									
	達成率									
指標の内容						単位		指標の傾向		備考
当該指標を設定した理由	年次	H26	H27	H28	H29	H30	H31			
	目標値									
	実績値									
	達成率									
指標の内容						単位		指標の傾向		備考
当該指標を設定した理由	年次	H26	H27	H28	H29	H30	H31			
	目標値									
	実績値									
	達成率									
当該事業実施に伴う指標の推移に関する考え方										

● 事業に関する特記事項

☐ 第3期基本計画前期実施計画重点事業	☐ 19節で予算措置している補助金が含まれる事業
--	---